

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和3年（2021年）3月25日

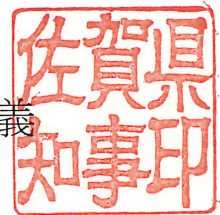
住 所 佐賀県佐賀市大和町大字川上149番地1

氏 名 株式会社佐賀クリーン環境

代表取締役 西川 国男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日	令和3年（2021年）3月25日
許可番号	佐賀県指令2循環第22号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 （当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	施設の種類 廃プラスチック類の破砕施設（固定式） 木くずの破砕施設（固定式） がれき類の破砕施設（固定式） 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、木くず及びがれき類 （水銀使用製品産業廃棄物を含まない。）
設置場所	佐賀市富士町大字上熊川字苗代691番104、691番105、691番107、716番3
処理能力	廃プラスチック類： 10 t/日（8時間） 木くず： 11 t/日（8時間） がれき類： 9.5 t/日（8時間）
許可の条件	なし
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ (無)
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合には当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。

※この許可について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対し審査請求をすることができます。